

大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会について

【設置の趣旨】

- ・平成28年4月から障害者差別解消法（以下、「法」という）が施行され、国及び地方公共団体においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に資する体制を整備することが明記された。
- ・障がい者差別の解消を効果的に推進するには、障がい者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要である。
- ・大阪市においても、法第17条に基づき、障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会（以下、「協議会」という）を設置することとした。

【組織】

- ・大阪市では、障害者基本法第36条に基づき障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項並びに関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため「大阪市障がい者施策推進協議会」を設置している。その部会を協議会として、「大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会」（以下「部会」という）を設置した。

【委員構成】

- ・学識経験者、弁護士、障がい当事者、相談支援事業所、医師会、成年後見支援センター、国の機関、民間事業者等の幅広い関係機関により構成する。

【部会の運営】

- ・部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- ・部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- ・部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- ・部会の会議は、会長が招集する。

【事務局】

- ・部会の事務局は、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課に置く。

【所掌事務】

- 1 相談窓口等が対応した相談事例の共有
 - ・相談窓口等が対応した相談事例に関する情報（紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例や解決困難事例、相談を踏まえて実施した調整の内容、啓発につなげる事例等）の共有
 - ・事例等を共有することで、各委員の所属団体等が障がい者差別の解消に関する認識の共有を図る。

2 障がい者差別に関する相談体制の整備

- ・ 相談窓口等における対応にばらつきが生じないように、防止する情報、注意事項等の共有
- ・ 相談の受付から事案の終結までの相談フローの作成に関する協議

3 障がい者差別の解消に資する取組の共有・分析

- ・ 障がいを理由とする差別が起こらない地域づくり
- ・ 今後の啓発につなげるための相談事例の分析
- ・ 合理的配慮（提供主体が特に意識せずに行っている取組を含む。）の事例の収集、共有
- ・ 望まれる合理的配慮等のあり方に関する分析・研究
- ・ 各種取組のポイントの評価・分析
- ・ より多くの機関等で良い取組が実践されるような事例集の作成に関する協議

4 障がい者差別の解消に資する取組の周知・発信、障がい特性理解のための研修・啓発

- ・ 障がい者に対する誤解や偏見、無理解、合理的配慮に関する情報不足が引き金となって発生する差別を解消していくため、市として重点的に実施すべき研修・啓発等の分野や内容を検討
- ・ 効果的な周知・発信のあり方などに関する協議
- ・ 各委員の所属団体等を通じ、幅広い事業分野にも周知

5 紛争解決の後押し

- ・ 合理的配慮の考え方や過重な負担の判断基準
- ・ 蓄積・共有した事例等を踏まえた解決方法をアドバイスすることで、紛争解決を後押し
- ・ 個別の相談事案を取り扱う場合は、個人情報の保護に留意

【その他】

- ・ 一般私人の行為や個人の思想、言論については、障害者差別解消法第7条及び第8条の対象とされていないことから、部会における情報共有の対象にはならないが、事例を踏まえて、今後の啓発活動につなげていく。
- ・ 法第5条に基づく「環境の整備」に関する相談や、制度等の運用に関する相談についても情報共有の対象とし、今後の改善等につなげていく。